

農業委員会法の改正について

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に改正されました。主な内容は次のとおりです。

①農業委員会業務の重点化

○農業委員会の業務として、農地法に係る許認可だけでなく、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）が、重点的に取り組むべき業務となりました。

②農業委員の選出方法の変更

○農業委員の選出方法が公選制から、市長が議会の同意を得て任命する方法になります。農業委員の過半数は認定農業者であることが求められ、利害関係を有しない者も登用が必須となりました。

③農地利用最適化推進委員の新設

○農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が新設されます。

（注）②、③は名古屋市においては、次回の改選の時（H29.9）から適用されます。

～編集後記～

◇ここに第2号を発行することができたのは、各地区の編集委員と事務局の努力の賜物です。有り難う御座いました。

◇各地区それぞれに特徴がでています。一口に名古屋といっても、自然的・歴史的な条件がそれぞれ違っています。それが、各地区の特徴に現れています。この特徴を生かしつつ、農政を行なうには、各地区の特徴を知ることが必要でしょう。

◇いわゆる農業委員会法の改正によって、いよいよ、農業委員の公選制が廃止され、農業委員は市長の任命によるものになります。また、「農地利用最適化推進委員」が新設されました。今現在、事務局は、公平・適切なものとなるように、知恵を絞っています。

◇5月13日に、「都市農業振興基本法」第9条による「都市農業振興基本計画」が、閣議決定されたので、名古屋市も「地方計画」を定めざるを得ません。農業委員会も、適切な意見が出せるように、しっかり研究しなければなりませんね。

編集長 岩田公雄(名古屋市農業委員会 会長職務代理者)

農業委員会担当区域図



～編集委員～

編集長 岩田公雄
副編集長 布目巳佐子
委員

小嶋盛夫、柴田和夫
小川鐘敏、石田正雄
伊藤正幸、酒井政志

名古屋市農業委員会だより 第2号

平成28年7月発行



《名古屋市長へ意見の提出 平成28年5月10日》

意見書の概要

1 税制

- ①市民農園及び市街化区域における貸付け部分への相続税納税猶予の適用
- ②相続税法の改正による税負担の増額に対する軽減措置
- ③農地の固定資産税の小規模宅地並への軽減

2 生産緑地地区制度

- ①500㎡未満であっても、生産緑地地区指定できるようにすること
- ②隣筆の指定解除により、一団で500㎡未満になった生産緑地が指定解除される道づれ解除の解消
- ③駅そば生活圏内において単独での生産緑地地区追加指定

3 都市農業振興基本法に基づく地方計画

都市農業を担っている都市農家及びその代表者の名古屋市農業委員会等の意見を取り入れた地方計画を策定すること

4 農業基盤の維持・整備

土地改良事業や農業用水路の改良への予算増額等

5 人材育成

研修制度や営農指導を県や農協などと協力し開催すること

6 販路の拡大

農産物直売所の充実及び「なごやさい」など名古屋産農産物のブランド化

7 地産地消の推進

イベントや農業体験等の充実及び学校給食における利用拡大

8 農協に対する要望

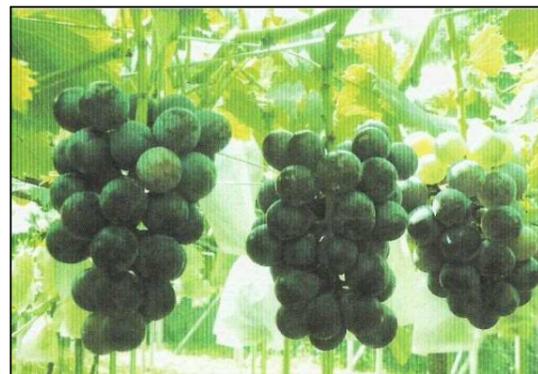
- ①農作業請負の対象拡大
- ②農地を借り受けて農業を行う担い手組織の設置

東部・緑地区 * * * * * ~ 各 地 区 紹 介 ~ * * * * * 中川地区

小島盛夫（緑地区）

緑区のブドウ栽培が始まったのは戦後まもなくです。当初は種ありデラウェアからでしたが、巨峰の生産も始まり、その後植物ホルモン（ジベレリン）の作用により種ありブドウが食べやすい種なし品種に変わったことでブドウ人気が出ました。

現在緑区のブドウ栽培は桶狭間地区、八つ松・尾崎山・平手・徳重地区等が多く、品種はデラウェア、安芸クイーン、ゴルビー、ピオーネ、巨峰、そして最近では果皮ごと食べられて食味のあるシャインマスカット等があります。色は赤から紫、青まで色とりどりで、市場に卸さず直接売買する「直売」を主に、緑区の特産として販売されています。



▲緑区のブドウ

柴田和夫（東部地区）

日頃何かと忙しいなか又お疲れのところ農作業ご苦労様です。

今年はT P Pの件もあるなか、生産緑地については、指摘のないように維持管理をしてください。

今回は、天白区を代表する野菜「くりあじかぼちゃ」と「八事五寸にんじん」を紹介します。天白区役所玄関前に、来訪者の癒し又野菜等の成長過程が一目で理解できるように植えられています。そこで昨年の成長過程の写真をご覧ください。

例年このような作物が、天白区内各所でもお目にかかると思いますのでお楽しみください。



▼八事五寸にんじん 採種用の花



▲くりあじかぼちゃ

西部・守山地区 * * * * * 港地区

トウモロコシ種まきの裏ワザ (当地区の特産品という訳ではありませんが、初秋にまいてみましょう)

種まき：一般的には4月中旬にまき7月に収穫しますが、8月中旬から下旬にまくと、12月初旬に虫の害も少なく美味しいのが収穫できます（春まきで育てた実を種として利用できます）。なお、直播よりも育苗してから定植の方が株が揃うし、種の節約もできます。

畑の準備等：畑の準備、苗の植え方、肥料のやり方等手入れは春まきと同様です（定植の半月ほど前に苦土石灰100㎡、一週間前に堆肥2kg/㎡、化成肥料20g/㎡施用）。日照を好むのでできれば南北に畝を、また確実に受粉させるため2列にしてください。ジャガイモとの相性が悪いので注意してください。

追肥：草丈40～50cmの頃と雄穂（てっぺんの花）の出始めの2回それぞれ化成肥料を50g/㎡施します。

防虫：夏まきは虫の被害は（アワノメイガ）少ないですが、心配な方は雄穂が出かかったらデナボン粒剤を一つまみかければかなり防除できます。また、受粉したら早めに雄穂を刈り取れば万全です。



<9月中旬定植前の様子>



<10月下旬の様子>

収穫：春まきと同様絹糸が茶色になれば収穫適期です。

その他：雌穂は一株一本とし（一番上の雌穂を残す）、かきとったものは、ヤングコーンとして食べられます。また別品種と交雑しやすいので注意を要します。

いろいろな野菜が栽培されています！



みつば



枝豆

地産地消で地元の野菜をたくさん食べましょう



ナッピー

ハボン

中川区は街だけど農業が盛んです！



茄子



かぼちゃ

* * * * * 港地区

港地区の農業委員が担当する区域内の大部分の農地は、非常に強い法規制を受けています。農地の権利移動の制限、農地の転用の制限など。各委員は、割り当てられた担当地区を普段から見回り、指定された日時に2人以上の委員で現地調査や面接を行い、また、委員全員による地区協議会を開催して審議することもあります。



港地区協議会

2016/03/24

南陽支所2階会議室



トウモロコシ（藤前地区）



田植え前の水田（港東地区）



田植え直後の水田（港東地区）



水田の水田（藤前地区）